

## 平成 26 年度 第 9 回 SD 研修会

日 時	平成 27 年 3 月 26 日 (木) 14 : 00 ~ 16 : 00
場 所	宮崎国際大学 2 号館 107 教室
講 師	高橋 浩太郎 九州大学学務企画課長
出席者	38 名
研 修 内 容	
<p>「大学の自治とガバナンス改革について」</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 日本の「大学の自治」とは 日本国憲法により学問の自由は保障されており、また、教育基本法により自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならないと明記されている。大学の自治は、学問の自由を制度的に保証するものという位置づけが確立されている。</li><li>2. ガバナンス改革について (学校教育法関係の改正)<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 教授会は「決定機関ではなく意見を述べるもの」と整理</li><li>(2) 原則的に手続きについて、主語が「組織 (大学・学部・学科)」や「会議 (教授会、委員会)」ではなく、「学長」等、責任を持つ役職を明確にした。</li></ol></li><li>3. 改正の理由→学長のリーダーシップによる改革を、よりスピーディに進展させるため</li><li>4. 近年の政策動向の背景<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 生産年齢人口の急減・労働生産性の低迷</li><li>(2) グローバル化・多極化の荒波</li><li>(3) 大学進学率等</li></ol></li><li>5. 「日本全体」という観点で見ると<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 「財政難」と「社会保障費の増加」に苦しんでいる上に、将来の人口減少も確定的</li><li>(2) 少ない人口で経済成長を実現するためには、一人ひとりの生産性を上げる他にない。</li><li>(3) 教育において、将来お金を稼ぐことが出来る人材を輩出しないと税金を使う意味がない。</li></ol></li></ol>	